○国土交通省告示第四百七号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十五年四月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞G－1908	一酸化炭素等発散防止装置 DBA－1NZFE10	トヨタ　トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町1番地
㊞G－2107	一酸化炭素等発散防止装置 DBA－2ZRFAE6	トヨタ　〃
㊞G－2108	一酸化炭素等発散防止装置 DBA－2ZRFAE7	トヨタ　〃

○国土交通省告示第四百八号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十五年四月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞G－2127	一酸化炭素等発散防止装置 ダイハツ DBA1KR－FE－3	ダイハツ工業株式会社　大阪府池田市ダイハツ町1番1号
㊞G－2197	一酸化炭素等発散防止装置 ダイハツ ABA3SZ－VE－1	〃
㊞G－2198	一酸化炭素等発散防止装置 ダイハツ CBAK3－VE－3	〃
㊞G－2199	一酸化炭素等発散防止装置 ダイハツ CBA3SZ－VE－3	〃
㊞G－2200	一酸化炭素等発散防止装置 ダイハツ ABF3SZ－VE－2	〃

○国土交通省告示第四百九号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十五年四月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞G－2428	一酸化炭素等発散防止装置 TKG－N04C－VG	トヨタ　トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町1番地
㊞N－1214	騒音防止装置 282K	トヨタ　01－XZU　〃
E43－39R－000007	速度計	トヨタ　U28－JP－　〃

○国土交通省告示第四百十号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十五年三月四日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成二十五年四月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
農3319	クボタ　EDM－KL3N	農耕トラクタ	クボタ　D1803	1.826	株式会社クボタ　大阪府大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号

○国土交通省告示第四百十一号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、次のとおり小型特殊自動車について、製作廃止の届出があった。

平成二十五年四月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
農3179	クボタ　EDM－KT1A	株式会社クボタ	大阪府大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号
農3180	クボタ　EDM－KT1B	〃	〃

○防衛省告示第六十五号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定に基づき、漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。

平成二十五年四月八日

防衛大臣　小野寺五典

漁船の操業を制限し、又は禁止した区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
静内対空射場水域（北海道日高郡新ひだか町静内浦和地先）（平成二十四年防衛省告示第百六十六号）	平成二十五年二月二十日から同年四月十五日まで	平成二十五年四月十六日から同年七月十七日まで

○東北地方整備局告示第百十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年四月八日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
米沢市万世町梓山字羽山五六一六番一から同市万世町梓山字十二堂羽山下一九五番一まで	前	二一・一二〜四一・二八（メートル）	〇・三〇〇（キロメートル）
	後	二一・一二〜四一・二八（メートル）	〇・三〇〇（キロメートル）

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月八日

関東地方整備局長　森北　佳昭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百九十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
市川市東大和田二丁目三八〇四番一から同市東大和田二丁目六三〇番一まで	前	八二・二〇〜一三二・三七（メートル）	〇・一四八（キロメートル）
	後	八二・二〇〜一四五・八八（メートル）	〇・一四八（キロメートル）

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所